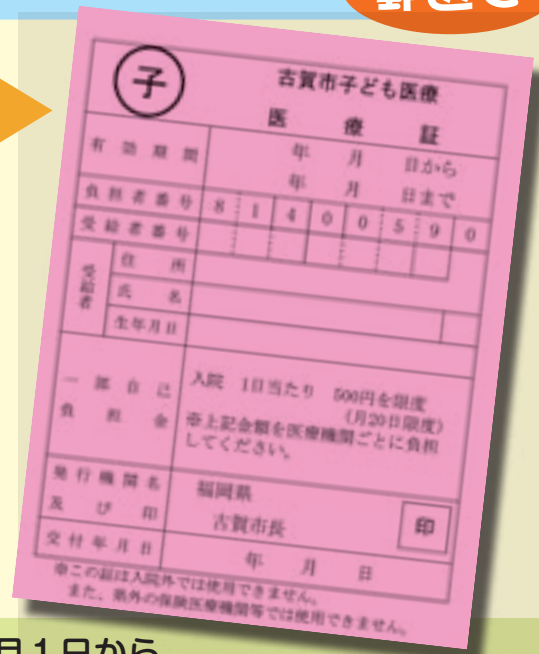


平成24年
4月1日から

18歳までの 入院医療費を助成

古賀市独自の
取り組み

対象となるご家庭へ平成24年1月下旬に手続き方法をお知らせします
小学生以上のお子さんに「**古賀市子ども医療証**」を交付します **郵送で**



平成24年3月31日まで

乳幼児医療費支給制度

- ◇ **医療証** ◇ 乳幼児医療証 (ラベンダー色)
- ◇ **対象者** ◇ 乳幼児
- ◇ **本人負担の限度額** ◇
3歳未満 負担なし (入院・入院外とも)
3歳～就学前 入院外 600円/月
入院 500円/日 (月7日限度)

※「乳幼児」は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
※「乳幼児」のうち「3歳未満」は、3歳に達する日の属する月の末日までにある者。
※「子ども」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
ただし、乳幼児及び婚姻している者を除く。

平成24年4月1日から

乳幼児・子ども医療費支給制度

- ◇ **医療証** ◇ 乳幼児医療証 (ラベンダー色)
(乳幼児はこれまでのものをそのまま使用)
子ども医療証 (桃色) ←新たに交付
- ◇ **対象者** ◇ 乳幼児 (入院・入院外とも対象)
子ども (入院のみ対象)
- ◇ **本人負担の限度額** ◇
乳幼児 3歳未満 負担なし (入院・入院外とも)
3歳～就学前 入院外 600円/月
入院 500円/日 (月7日限度)
子ども 就学後～18歳 入院 500円/日 (月20日限度)

☆現在、古賀市乳幼児医療証の交付を受けているお子さんについては、手続き不要です。
☆本人負担の限度額については、いずれも医療機関 (薬局は除く) ごとにかかる料金です。
☆入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、これまでどおり本人負担になります。
☆ひとり親家庭等医療、重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は、対象となりません。
☆医療費支給制度は、お住まいの市町村によって内容が異なりますのでご注意ください。

【お問い合わせは】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係 ☎ 942-1111 (内線212)